

韓国の森林関係法令体系

1. 2000年以降の山林関係法令

2000年以前、山林関係法令は、山林法(1961. 12. 27)、砂防事業法(1962. 1. 15)、請願山林保護職員配置に関する法律(1963. 2. 9)、山林組合法(1980. 1. 4)などが制定、運営されてきた。

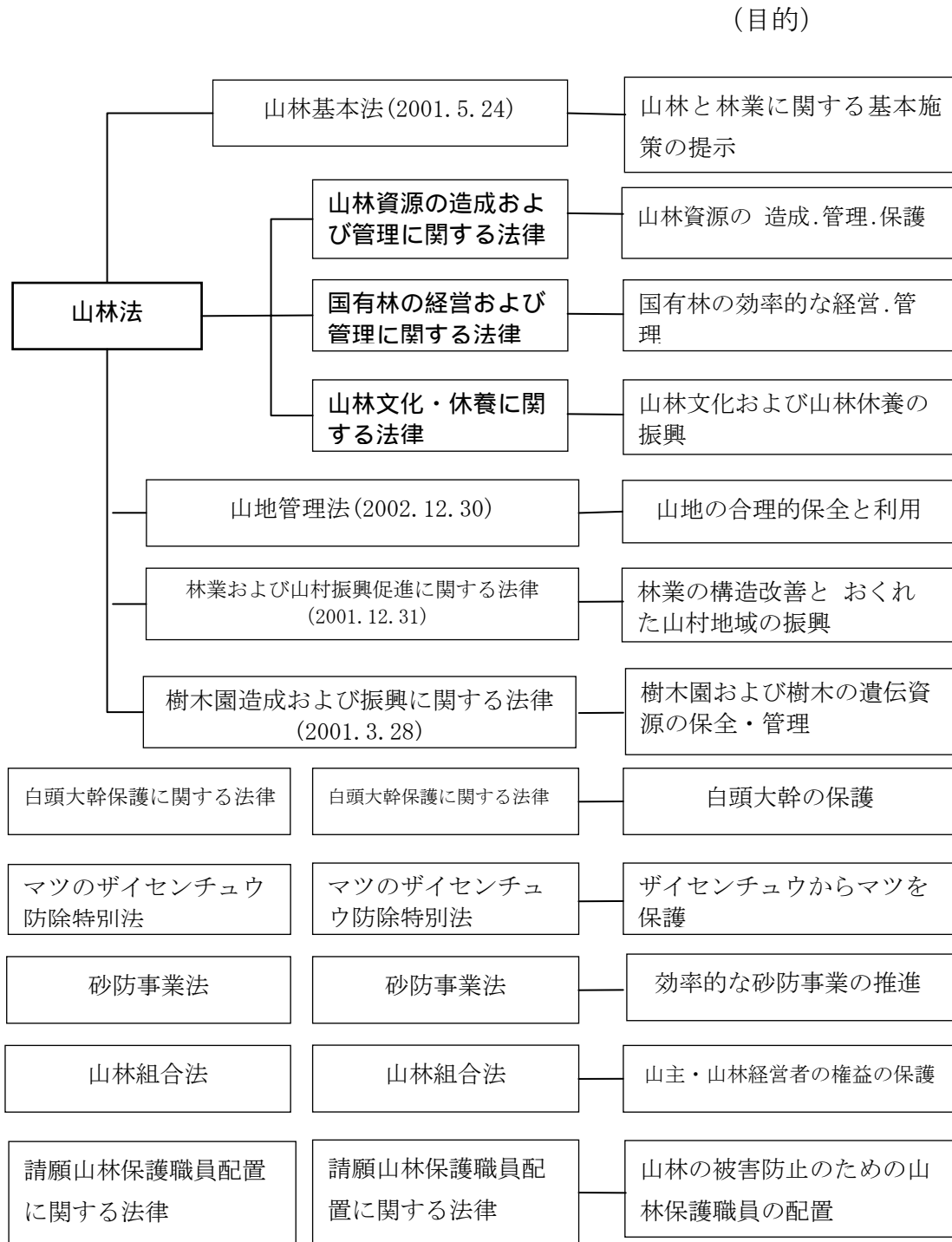
2000年以降は、山林基本法を中心に機能別の法律体系(図1)へと改編された。

2001年には山林基本法(2001. 5. 24、法律第6477号)が制定された。これは山林政策の基本方向を提示するものである。樹木園の造成および振興に関する法律(2001. 3. 28、法律第6446号)が制定され、樹木園の造成および樹木遺伝資源の保全と管理が強化された。林業振興促進法から林業および山村振興促進に関する法律へと改訂(2001. 12. 31、法律第6573号)され、立遅れた山村振興のための制度を備えた。

2002年には、山林法で規定されていた山地管理制度を分離し、山地管理法(2002. 12. 30、法律第6841号)が制定された。2003年には、白頭山から始まる金剛山、雪嶽山、太白山、小白山、智異山へと繋ぐ白頭大幹の保護のために白頭大幹保護に関する法律(2003. 12. 31、第7038号)が制定された。

また、2004年には国立樹木園の緩衝地域内の土地などに対する私有財産権を保護するために樹木園の造成及び振興に関する法律の改訂(2004. 12. 31、法律第7276号)と、林産物の品質向上と優秀製品生産奨励のために林業及び山村振興促進に関する法律を改訂(2004. 12. 31、法律第7277号)した。また、山林組合法を改訂(2004. 12. 31、法律第7278号)し、組合の支配構造及び経営体系を改編するための制度的措置を整えた。

図1 森林関係法令整備の体系図



資料：山林庁、政策広報管理官室

2. 山林法の分法化

2005年には、2001年からの山林法の分法化を本格的に推進して、山林資源の造成及び管理に関する法律(2005.8.4, 法律第7678号), 国有林の経営及び管理に関する法律(2005.8.4, 法律第7677号), 山林文化・休養に関する法律(2005.8.4, 法律第7676号)が制定された。マツ林を保護するためにマツノザイセンチュウ病の防除特別法(2005.5.31, 法律第7549号)が制定され、白頭大幹保護に関する法律(2005.5.31, 法律第7548号)を改訂して白頭大幹地域の住民たちの不便を解消し、私有財産権を保護するようにした。

また、公明な選挙文化の早期定着のための山林組合法(2005.7.21, 法律第7606号)が改訂され、共益目的の樹木園の造成事業のとき、土地などを収容するための樹木園の造成及び振興に関する法律(2005.3.31, 法律第7437号)が改訂された。また、山林保護の効率性を高めるための請願山林保護職員配置に関する法律(2005.3.31, 法律第7436号)が改訂された。

(本稿は大韓民国忠南大学校の金世彬教授、郭昶鎬博士からの原稿に基づき編集した。)